

# 法人市民税の申告に関するお知らせ

税制改正に伴い以下のとおり変更となります。当該事業年度についてご確認の上、申告書を提出し、申告税額を納付されますようお願いいたします。

## 1 法人市民税法人税割の税率改正

- (1) 平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度に係る申告分より法人市民税法人税割の税率が変更となります。

門真市の税率

14.7% → 12.1%

- (2) 予定申告における経過措置

平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する最初の事業年度に限り予定申告の法人税割額は、前事業年度の法人税割額に 4.7（翌事業年度以降は 6）を乗じて得た金額を前事業年度の月数で除した金額となります。

## 2 法人市民税均等割の税率区分の基準改正

- (1) 平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に係る申告分より均等割の税率区分の基準は、「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用います。

※資本金等の額…法人税法第 2 条第 16 号及び同条第 17 号の 2 に規定する資本金等の額に無償増減資等の金額を加減算した額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額）

改正後の地方税法第 292 条第 1 項第 4 号の 5 及び同法第 312 条第 6 項から第 8 項まで（平成 27 年法律第 2 号）

- (2) 予定申告における経過措置

平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する最初の事業年度については、改正前の規定により算定した前事業年度の末日現在の資本金等の額を用います。

法人税・地方法人税（国税）の詳細については税務署にお問い合わせいただくか、国税庁のホームページをご覧ください。

国税庁 <http://www.nta.go.jp/>